

# 改憲のねらいは 第9条

## 子どもたちに受け継ごう平和憲法



岩槻区で広がっている9条雑

# さいたま市教組情宣

さいたま市  
教職員組合  
(埼教組)  
TEL 641-6763  
FAX 648-3567  
e-mail  
saitama@  
kyouiku-net.org  
2005.2. 3(金)  
No.93

憲法改正のねらいである九条が変れば、現憲法の骨組みそのものが変わることになります。国会内で改正手続きの動きが強まるなか、「九条を守る」市民の運動が大きな広がりを見せています。

昨年十一月二十二日に自民党が新憲法草案を決定し、改憲への動きが強まっています。

一月二十日から始まった通常国会では、憲法改定のための国民投票法案の上程も予定されています。

自民党の憲法草案は、案を出すたびにソフトになってきていますが、九条を変えるというところがねらいであるところは変わりありません。

### 人権よりの「公」が上

国民の権利義務については「公益及び公の秩序に反しないように」

「権利を行使する義務を負う」とし個人の尊厳・権利よりも「公」を上に置き、「公」のためには個人の権利を制限できるように変えようとしています。近代国家であれば当然である基本的人権の尊重という原則が完全に否定されようとしています。

憲法改正の手続きについても、憲法改正の発議を総議員の三分の二から過半数にしました。自民党幹部は「これからは毎年でも改正する必要がある」とまでいっています。

九十一条に「住民は、その属する地方自治体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を公正に分担する義務を負う」との項が新設されています。「三位一体の改革」の中で、国の仕事を地方に移し、その時の負担を住民は負う義務があるということと、国民投票法にあたっては、「新憲法」であることを全面に出し宣伝する事で、条文ごとではなく一括で国民投票をとる動きになりそうです。

九条については、一項の「戦争の放棄」はそのままで、二項「戦力不保持」の部分を変えようとしています。「自衛軍」をおき「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に強固して行われる活動」を行うとしています。

### 現行・憲法

**第二章 戦争の放棄**  
第九条 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。  
2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

### 自民党新憲法草案

**第二章 安全と保障**  
第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮権者とする自衛軍を保持する。  
3 自衛軍は、第一項の規定による任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

自衛隊の海外派兵を合法化し、アメリカ軍と共に「日本軍」が外国で戦争をすることを認めることになりました。

前文からは、戦争についての反省が抜け落ち、「平和的生存権」もなくなりました。

えました。さいたま市内でも次々に結成され、平和憲法を守る運動が職場・地域に大きく広がっています。今、こうした運動をさらに広げていくことが大切だと思います。「教え子を再び戦場に送らない」ために、平和を守る運動を共にがんばりましょう。

### 平和のための憲法学習会2006

### 「ここが危ない新憲法草案」

マスコミが取り上げない新憲法草案の中身は。このままでは、教え子を再び戦場へ送り出すことにもなりかねない。

9条雑つき  
参加費  
300円

日時 2月17日(金) 18:30~20:30  
会場 ワッツココミュニティーセンター  
5Fミニホール (岩槻駅東口駅前ビル)  
講師 青木 努 弁護士  
(埼玉中央法律事務所)

お問い合わせはさいたま市教組事務所まで

